

編輯部報情閣內

週報

行發日五十二月五

徐州大包围戰

事變下に海軍記念日を迎へて

支那の鐵道

日獨青少年團の交驩

南支の良港厦門を語る

昭和十二年五月十一日 星期一 第五十二号

五錢

號四十八第



編輯部報情閣內

週報

行發日五十二月五

徐州大包围戰

事變下に海軍記念日を迎へて

支那の鐵道

日獨青少年團の交驩

南支の良港厦門を語る

昭和十一年五月二十五日發
種郵便物認可
(毎週一回水曜日發行)

五錢

號四十八第

露光量違いにより重複撮影



皇國の興廢
壯我壯年

員動總精神民國

週報

第八十四號

事變下に海軍記念日を迎へて……………海軍省海軍部

徐州大包围戦……………陸軍省

支那の鐵道……………鐵道省

日清少年団の交驛……………農商省

南支の良港復旧を語る……………農商省

……………農商省

……………農商省

……………農商省

……………農商省

……………農商省

……………農商省

……………農商省

……………農商省

露光量違いにより重複撮影



皇國の興廢
我々此に在る

員動總神精民國

週

報

第八十四號

- 事變下に海軍記念日を迎へて……………海軍省海軍軍事普及部…(二)
- 徐州大包围戦……………陸軍省新聞班…(七)
- 支那の鐵道……………鐵道省…(一八)
- 日獨青少年團の交驩……………文部省…(三二)
- 南支の良港厦門を語る……………外務省情報部…(三五)
- ◇ガラス府とガラス塚……………(四一)
- ◇最近公布の法令……………内閣官房總務課…(四二)



刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

最近號主要目次

- 第七十九號
 - ▽帝國海軍の活動
 - ▽殘敵の掃蕩續く
 - ▽英伊協定の反響
 - ▽共同炊事場の反響
 - ▽第八十二號
 - ▽ソ聯邦の軍備擴張
 - ▽日本萬國博覽會について
 - ▽蒙古高原の掃蕩續く
 - ▽一舉五十一機を墜落す
 - ▽支那海關日英取極の意義
 - ▽近衛内閣總理大臣訓示
 - ▽機軸質府は何に變るか
 - ▽全國壯丁の教育情況
 - ▽第八十三號
 - ▽銃後の健康報國
 - ▽産金國策について
 - ▽敗戦支那のデマ戰術
 - ▽江北の戦況進展す
 - ▽抗日の根據地を御く
 - ▽チエツコスロヴァキアの少數民族問題
 - ▽産金統計
 - ▽船府はかく生れ變る
- 第八十號
 - ▽増國神社臨時大祭を迎へて
 - ▽實現する國營職業紹介所
 - ▽職業紹介事業の躍進
 - ▽庶民金庫の話
 - ▽山西の殘敵掃蕩進む
 - ▽遊就館と海軍館
 - ▽獨逸合併後の歐洲政局
 - ▽第八十一號
 - ▽事變下の商工行政
 - ▽國民健康保險法案
 - ▽石油の切符制度
 - ▽糧食の話
 - ▽共産軍の本據を覆滅す
 - ▽正確無比の擲擧
 - ▽國民黨の臨時全國代表大會
 - ▽郵便規則の改正
 - ▽主要國の原油價格高
 - ▽第八十一號
 - ▽銃後の國民貯蓄
 - ▽電力管理諸法の解説
 - ▽大陸開拓の戰士・滿洲青年移民

事變下に海軍記念日を迎へて

海軍省海軍軍事普及部

光輝ある海軍記念日を迎へること茲に三十有三回、吾々は年々歳々この日を迎ふる毎に、そぞろに往時を偲び、千古不朽の武勳を回想して無限の感懐を禁し得ないのであるが、今年はとりわけ皇國未曾有の事變下に、意義深いこの日を迎へて、「一入感激新たなものあるを覺える。吾々は先づ全國民と共に、明治三十七八年戦役に於て、祖國のために勇戦奮闘、終にその戦に殉じ、以て國家興隆の礎石となつた我が忠烈なる將兵の英靈に對して、謹んで敬弔の意を表し、同時に今次事變に際して、後輩たる我等軍人はもとより全日本國民が、國を擧げて一致協力、外戦線に立ち、内戦後を守り、克く國難に當つて勇戦奮闘、犠牲的精神の眞髓を發揮しつある事實を報告したいと思ふ。

抑、海軍記念日を定め、以て戦捷を記念するの趣旨は、常に治に於て亂を忘れず一旦緩急ある場合に備へて皇軍の士氣を振作し、軍紀の振肅、軍容の整齊を企圖し、海軍軍備の完璧を期するにあるのは勿論、更に邦家の前途を祝福し、その隆昌發展を無窮に期待するために外な

らないのであるが、今や重大なる事變下、しかも帝國を繞る國際情勢の動向豫斷を許さざる時、不朽の偉績を残したこの海軍記念日は特に意義深いものがあり、吾々をして深く内省せしめ、且つ覺悟を新たならしめるものがある。

願ひるに明治三十七八年戦役はその全期を通じて、記念すべき大小の海戦は必ずしも尠しとしない。

例へば海戦の發端に於て機先を制した仁川沖の海戦、或ひは前後三回に亘つて決行せられ、壯烈鬼神を泣かした旅順港口の閉塞、或ひは旅順港脱出を企圖したる敵艦隊を撃破した八月十日の黄海海戦の如き、皆これ我が制海權の獲得、戦局の展開に偉大なる寄與をなしたものであつて、いづれも海戦史上永遠に特筆大書せらるべきものである。しかしながら明治三十八年五月二十七日に於ける日本海海戦こそは、我が艦隊の全部を擧げてこれに參加せしめ皇國の興廢を此の一戦に賭した乾坤一擲の大決戦であつて、我が聯合艦隊は奮戦數日、遂に露國艦隊を撃滅し、曠古未曾有の戰果を收めたのである。

この海戦の勝利は、遂に露國をして戰意を放棄せしめ、平和克服の契機ともなつたのである。これに依つて帝國は、露國の極東侵略の一大脅威を除き、東洋平和の基礎を確立することを得たのである。帝國海軍が五月二十七日を以て海軍記念日と定めた所以も茲に存する。

日本海海戦の大捷は、帝國にとつては勿論のこと、世界にとつても亦極めて重大な意義を有するものであつた。即ち東洋の叢爾たる一小島帝國日本は一躍して世界の海國日本となり、明治維新以來ひたすら西洋の物質文明吸收に汲々としてゐた日本民族は豁然として開眼の契機に際會し、以て帝國永遠の隆運を決定するに至り、やがて躍進日本今日の素地を作つたのであつた。そして世界各國は東洋に於ける唯一の新興近代國家たる帝國に對して、齊しく驚異の眼を睜り、この時を以て世界史上に明らかに一線を劃し、夙に太平洋時代の轉回をも示唆したのである。

抑、この大捷を齎したものは、聖將東郷元帥が、畏くも明治天皇の下し給へる優渥なる勅語を拜して恐懼感激、「此の海戦豫期以上の成果を見るに至りたるは、陛下御稜威の普及及び歴代神靈の加護に依るものにして因より人為の能くすべき所にあらず云々」と答へまつた通りであるが、吾々は更に傳統に輝く帝國海軍の實力と共に、當時の我が國民の異常の努力を想起せざるを得ない。

彼の日清戦役直後の三國干渉以來、全日本國民が老幼男女國を擧げて烈々たる義憤に燃え、克く臥薪嘗膽十年の忍苦に耐へつゝ、比類なき舉國一致の精神を發揮して、偉大なる業績を成就したことは、永へに後代國民の範鑑として銘記されなければならぬ所であつて、支那事變下の日本國民として特に感激新たなるものあるを覺える次第である。

當時國を擧げて公に奉じた國民的努力の成果は、一々枚舉に遑ない所であるが、その海軍に關する一例を示せば、當時の我が國財政状態の下に於て、戰前短日月の間に、克く六六艦隊、即ち六戰艦、六裝甲巡洋艦その他を整備充實し得たことは、眞に驚嘆に値すべき事であつて、明らかに海戰の捷利を我に導いた要因の一つであつた。吾人は當時の國民の異常の努力に想到する時、肅然として襟を正し、滿腔の敬意を捧げざるを得ないのである。この事は建艦競争の氣運愈々濃化の一路を辿らんとしつゝある現下の世界情勢に處して、我等日本國民に堅確なる決意を促すものであるといへよう。

嗣つて現下の支那事變を観るに、舉國一致、銃後國民の烈々たる忠君愛國の精神は、宛ら三十三年前の昔に彷彿たるものがあり、忠勇義烈の皇軍亦海に陸に空に赫々たる戰果を收め、以て征戰終局の目的達成に邁進しつゝあり、吾々は茲にこの記念日を迎へて、三十三年前殉國の英靈に對して、聊か面目を施し得たことを喜ぶものである。

しかしながら今次事變に於ける輝かしき戰果を謳歌するにつけても、吾々は功の成るは成るの日に成るにあらず、必ず因つて來る所ある所以を靜かに反省する所がなければならぬ。

今次事變は過ぐる日露の役とは大いに趣を異にし、戰爭の對手は海軍力劣弱な支那軍であつて、帝國海軍は日露戰役に於けるが如く、華々しい戰果を擧げるに由ない狀況にあるとはい

へ、その實帝國海軍の儼たる存在と西太平洋の我が制海權とが、戰局の全般に對して如何に至重至要なる役割を勤め、いかに國軍作戰の進捗に役立つてゐるかは、詳に極東全局の推移を省察する人士の夙に了解するところである。

彼の寡勢なる我が上海特別陸戰隊の孤軍奮闘の實績及び我が忠勇なる陸軍の神速な大陸席卷等を初めとし、更に近代戰の花形として登場するに至つた我が海陸の航空部隊の活躍等顯著なる戰果の裏には西太平洋の制海權といふ根本的な地盤が確保されてゐることを充分認識しなければならぬ。

そしてこの西太平洋の制海權掌握は、決して一朝一夕にして成つたものに非ず、これが端緒をなしたものが、彼の日本海海戰の大捷であり、更に引續き三十三星霜枚々として累積した國民的努力の賜に外ならなかつた歴史的事實を回顧しなければならぬ。かくてこの海戰の大捷が、世界史上に一線を劃し、躍進日本今日の素地を作つたものであることが明らかにされると同時に、今次事變に於ける皇軍の赫々たる武勳は、畢竟三十三年前我等の祖先先輩の築上げた偉業を繼承し、その戰果を永遠に全うしつゝある所以であると謂ふことが出来る。

日本海海戰の大捷が示唆した太平洋時代は、今正に眼前に展開されつゝあるのである。世界列強は今や夫々その海軍力を擴充強化しつゝ、赫々と我等の海、西太平洋に臨まんとしてゐる現狀

である。最近英米兩國の海軍大擴張計畫が喧傳されつゝあることは周知の通りであるが、これ明かに帝國を目標とし、西太平洋をめざす海洋進攻作戦の陣容を新たにしつゝあるのであつて、吾々はこの事態に對處して愈々舉國一致協力、堅確なる覺悟を以て吾々の生命線擁護に當らねばならぬ。

支那事變は既に第二段階に入つて愈々戰果を擴大しつゝあり、舉國征戰終局の目的達成に邁進しつゝあるが、同時に現下帝國を繞る國際情勢に對しても充分に待つゝあるの備へを完成し、相繼ぐ非常時局を克服して、皇國無窮の運命を開拓しなければならぬ。帝國今日の危局は正しく三十三年前に皇國の興廢を一戰に賭した日本海海戦にも劣らぬ重大危局に直面してゐるものであることを片時も忘るべきではない。

(6)

徐州大包圍戰

陸軍省新聞班

一、概説

皇軍の神速なる南京攻略、果敢な黄河作戦に相次いで敗退し、南に首都を失ひ、北に黄河以北の地區を完全に喪失した敵は、徐州を中心とする隴海線一帯に大軍を集中し、既設陣地を増強して防禦を固めると共に、報道機關を總動員して徐州會戦の重大意義を強調し、列強に向つては猛烈な戰捷のデマ宣傳をなしつゝあつた。

之に對し淮南地區に久しく戰捷の熱するのを待つてゐた我が精銳北上部隊は、五月五日端午の佳節を下して一齊に進軍を開始した。九日蒙城を磨り十二日永城を攻略、岩仲部隊は十四日午後三時遂に隴海線鐵橋を爆破して完全にその運行を遮斷するに至つた。

又黄河北岸に待機中の我が部隊は、十二日未明濉縣附近に於て大黄河の敵前渡河を敢行し、一方微山湖西方地區に進出せる軍と相呼應しつゝ南下隴海線に迫り、その挺身隊は十四日夜蘭封東方内黄附近に於て隴海線を遮斷した。

今や蔣介石に取つて乾坤一擲と稱すべき徐州大會戦は未曾有の大包圍陣形の完成を待つて展開され、歴史的勲業の成果は豫として皇軍の頭上に輝いてゐる。

この大包圍陣完成の礎石となつた戰鬪、即ち徐州大會戦の前哨戦と稱すべきものは、山東南部(公兗莊方面)の戰鬪であるから少しく往時に遡つてその概要を述べよう。

我が軍の一部が三月下旬以來津浦線に沿うて南下する

(7)

や、蒋介石はこれに對し四月下旬迄に逐次四十ヶ師に近
い大軍を集中して防禦に當らしめたのであるが、こゝに
我が軍の南下部隊は小部隊を以て能く敵の大軍をこの方
面に抑留してその任務を達成したのである。

然るに南下部隊が寡兵を以て敵の大軍に對し内線作戦
の妙詭を發揮して、東西南北に反轉攻撃するや、敵はあ
らゆる宣傳機關を以て「日軍大敗、華軍大勝利」を宣傳し
そのデマ振りは狂態の限りを盡し、外國も亦これに呼應
するの狀態であつたが、我が軍は自ら黙して語らず、支
那軍が自ら作爲せるデマに陶醉してゐる間に着々と徐州
包圍作戦の準備を進め今日の成功を期待した。當時爾後
の作戦上の要求に依り詳報を禁ぜられてゐたが、南下部
隊の輝かしい激戦振りは次の如くである。

二、山東南部の戦況

1. 轉進前の狀況

三月十四日、兩下店(鄒縣南方約十軒)東西の線を出發、
津浦線に沿ふ地區を前進した我が軍は、界河、滕縣等に
あつた四川軍を撃破しつゝ、十七日には臨城を攻略した。

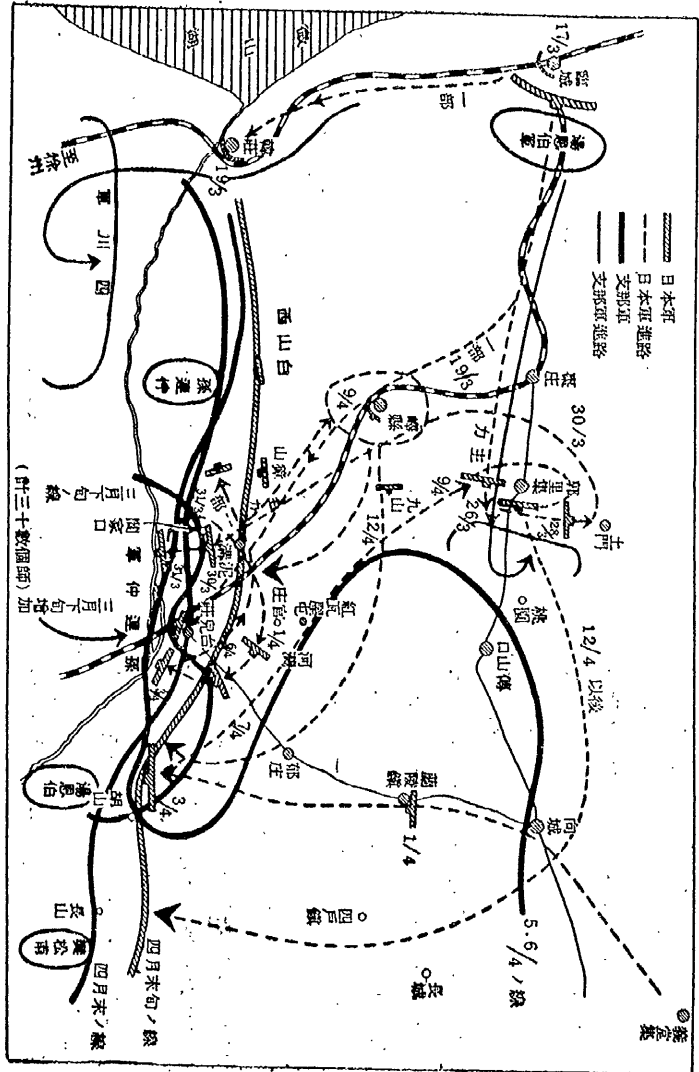
こゝに於てその一部隊は更に南下して三月十九日韓莊
を占領し、ために四川軍約四萬は遺棄死體約一萬二千に
達する殲滅的打撃を蒙り大運河以南に逼塞するやうにな
つた。

又主力部隊は四川軍救援のため來着せる湯恩伯軍約
四萬に對し攻撃を開始し、之を棗莊方向に擊退すると共
に、三月十九日福榮部隊の一部を台兒莊方面に派遣して
れが占領を命じた。

この部隊は三月二十四日、約五六千の敵に對し攻撃を
開始し、忽ち團長以下約三百を斃して大打撃を與へた。
二十六日頃から敵には孫連仲の指揮する數ヶ師が増援し
來り、敵軍重圍の裡に猛烈な激戦を展開するに至つた。
我が部隊は數十倍の敵に對し志氣益々振ひよく寡兵を以
て勇猛果敢な攻撃を加へ、二十七日午前に至り台兒莊の
一部を攻略、三十一日夕刻迄に台兒莊の四分の三を奪取
し、なほ四月三日台兒莊南門を占領するに至つた。

主力方面に於ては三月二十日棗莊東方地區に達し、續
いて二十六日郭里集東方地區に於て湯軍を東方に擊退、
二十八日には北方に轉進して殘敵を山岳地帯に潰滅した。

圖 要 況 戰 近 附 莊 兒 台
日 六 十 二 月 四 至 日 七 十 月 三 自



同部隊は引續き南進し十四日曹州を占領した。曹州は山東省西境の要衝で、商震の率ゐる第百四十一師その他中央軍第二十三師に属する兵力約七千を以て頑強に抵抗したが、遂に東南及び南方に潰走した。敵の遺棄死體約三千(城内で刺殺せるもののみでも千五百を下らず)鹵獲品、武器、彈藥多數、馬匹五百頭に上つてゐる。

同部隊は曹州より蘭封東方地區に向ひ進撃をつゞけたが、十八日考城東南方約三里附近に於て同じく南下中の敵第八十七師と遭遇、激戦の後殲滅的打撃を與へて潰走させた。敵の遺棄死體約七百、我が損害死傷約四十である。

又その騎兵部隊は十七日蘭封東方約二里蘭海線に於て敵兵約一千、糧秣、彈藥滿載の敵の列車を捕獲した。

敵の遺棄死體約二百三十、鹵獲品機關車二、貨車四十八、輕機二、小銃百五十等で我が損害は戦死三、負傷三である。同部隊は引續き蘭海線内黃附近の敵を攻撃中である。

ハ かくて諸隊一齊進撃の裡に十九日遂に徐州は陥落した。

に迫りたるを以て反轉之に攻撃を加ふると共に、彼等の突進の勢を利用し衆敵を一舉に覆滅せんことを企圖し、殊更に寡兵を以て衆敵を山東各部に誘致抑留しつゝ、四月中旬以來南北より兵を進めて今次會戦に及んだ。然るに敵は我が作戦企圖は固より、その片鱗をも窺知し得ず、魯南地區に三十數師の大兵を集中し戰勝デマを放送し世論亦之を過信したるが如くであつたが、我が軍は大目的達成のため殊更に該方面の戦況を語らず、支那側を自己陶醉に墮らせつゝその虚に乘じ諸準備を整へ、今日の光輝ある戦捷を期待したる次第であつた。

かくて南方より前進せる我が軍は一部を以て鹽城、阜寧を攻略して海州に迫り、主力は端午の佳節淮河を渡河し、津浦線西方地區を北進して徐州方面の敵主要背後連絡線たる徐州、永城、毫縣道を遮斷し、五月十四日には早くも彼等の最後の連絡線たる隴海線を揚山附近に於て遮斷し、濟寧附近より南下せる部隊は十四日金郷、魚臺の堅陣を突破し、大黄河を渡河せる部隊は十三日曹州を経て蘭封方向に突進し茲に徐州一帯に對する包圍態勢を形成した。敵は魯南兵團を以て大連河の線に配し魯西及び徐州南方に於て戦局の打開を策したるも各方面よりの我が強壓に堪へ得ず

大本營陸軍部發表 五月二十日午前七時
我軍ハ五月十九日完全ニ徐州ヲ攻略シ引續キ敵ヲ撃滅中ナリ

大本營陸軍部當局談

五月二十日陸軍報道部

徐州攻略に際して

津浦線と隴海線との交叉點たる江蘇省の要衝徐州は、五月十九日我が軍の攻略する所となり、日章旗は山東、河南、江蘇、安徽の大平原に靡るに至つた。

想へば今春山西南部及び黄河以北の河南省より敵軍を一掃すると共に、我が後方に對するその遊撃的企圖を破碎し治安の確立に努めつゝ爾後の作戦を準備してゐたが、蔣政權は各方面の敗戦に鑑み、内は國內民心を堅持し、外は諸外國の信用尖壁を防止せんがため戰勢の挽回を企圖せるものゝ如く、三月中旬以來大軍を徐州附近に集結し戰線頓に活氣を呈するに至つた。

茲に於て我が軍の一部は三月下旬津浦線に沿ひ北上せる四川軍を撃破し、之を韓莊、台兒莊附近大連河以南に壓迫せるも、湯恩伯の指揮する約六ヶ師は東合鐵路東側より嶧縣東方

徹底的打撃を蒙り遂に全線崩壊するに至つた。我が軍は續いて敵を撃滅中である。

實に隴海線一帯は對日抵抗の第一線として數年以來設備を加へられたる所、又徐州こそは彼等が金城湯地と恃める所であり、總司令官李宗仁をして「大連河の決戦は當に戰區に於ける勝敗の問題たるのみならず、國家民族の危急存亡の岐路なり」と叫ばしめた所で實に世界環視の焦點となつたのであつたが、臬軍一度起つや正に疾風枯葉を捲くの概を以て之を攻略し、その眞價を發揮した。今や徐州攻略によつて北支中支にある我が軍隊の陸上移動可能となり、兩者の統一運用により戦路上の地位を著しく高上したるのみならず、隴海線の支配確立は政戰兩路上に於ける我方勢力の一段の進展を意味し、又江蘇、河南、安徽の沃野が蔣政權の桎梏を脱して新政權の陣容を強化するのみならず津浦線の貫通は北支中支政權一體化の氣運を激成するものと謂はねばならぬ。

以上の如く徐州會戦は極めて有利に進展し、支那側の抵抗力を粉碎しつゝあるも、未だ聖戰の前途は逆路するを許さぬ。彼等が依然長期抵抗を續くるのみであるが、勝つて兜の緒を締め反復し長期勝態を續くるのみであるが、勝つて兜の緒を締め全軍一體鐵の結束のもとに聖戰目的達成のため更に一段の努

力を期しある次第である。

四、山西、京漢線方面

その後、に於けるこの方面の敵兵の蠢動は、稍沈静せる傾向もあるも、山西、西部方面に於てはなほ依然として相當の跳梁をなしつつある。しかし我が軍の瞬時と雖も假借なき討伐に依り、治安は時と共に良好に向ひつゝある。

イ 蒲縣―五月二日以来優勢な敵の包圍攻撃を受け我が守備隊は重圍の裡に奮戦中、増援部隊の來着と共にこの敵を撃退、七日敵は總潰れとなつて、隰縣方面に敗走した。

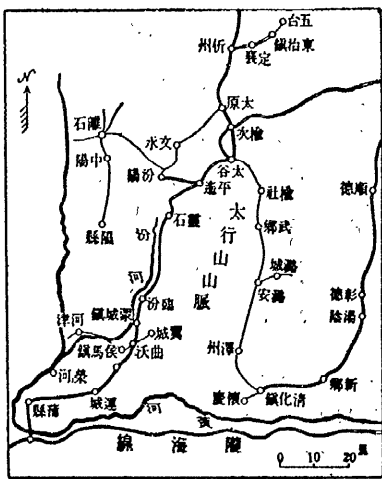
二日から八日に亘る約七日間の戦闘に於て、敵の兵力は約一萬五千でその遺棄せる死體は約五百に達するが、これは第六十一、第六十五、第七十一、第七十二師等に屬する部隊である。我が損害は戦死十九、負傷百六十である。

我が軍は十日蒲縣の守備全部を撤去した。

□ 六日以来約一萬の敵は、吳王渡附近より黄河を渡

河して侵入して來たが、我が各地守備隊は相呼應して包圍攻撃し吳王渡に向ひ追撃、十二日完全にこれを黄河右岸に潰走させた。

山西、京漢線方面要圖



ハ 離石守備隊は再三攻撃し來れる敵を撃退したが、敵の第七十一師の約二千は離石北方地區に蟠踞してゐたので、六日敢然之に猛攻を加へ遂に白兵戦を交へてこれを潰走させた。

中陽では四月二十六日以来王靖國の率ゐる第十九軍約

四千の攻撃を受け激戦をつゞけてゐたが、五日離石より増援せる部隊と共に敵陣地に突入遂に之を撃退した。

ニ 侯馬鎮守備隊は十一日その南方約一、二里の地點に於て二回に亘り千五、六百の敵と遭遇し攻撃中である。

ホ 忻縣守備隊は四日約千の敵を撃攘し定襄に向ひ前進し六日定襄東北方約一里附近にあつた新編第二師に屬する敵約千七百を攻撃し潰走させた。敵の遺棄死體三百十、我が損害は戦死一、負傷五である。

ヘ 大孟鎮(忻縣西南方約六里)守備隊は附近にゐた共產軍の遊撃隊約三百を攻撃し潰走させた。敵の遺棄死體約五十である。

ト 懷慶守備隊は同地西南方地區に於て約六千の敵を攻撃し六日これを西方及び南方に潰走せしめ徹底的打撃を與へた。敵の遺棄死體約八百、鹵獲品迫撃砲四、重機銃四、輕機銃二、小銃三百、彈藥多數、我が損害は戦死十四、負傷八十五である。

チ 武安守備隊は九日拂曉同地南方約五里附近にあつた共產軍約二千を奇襲し徹底的打撃を與へて潰走させ

た。遺棄死體二百五十、我が損害は戦死二、負傷十五である。

リ 橋立部隊は十日任縣の共產軍約一千を攻撃、大打撃を與へた。敵の遺棄死體約十、我が損害は戦死六、負傷十五である。

國策のグラフ 寫眞週報

(海軍記念日號)

- ▽日露海戦事變下に海軍記念日を迎へて
- ▽若鷲の羽ばたき、遠く浦海軍航空隊(空中戦同乗機影)
- ▽精神！わが陸戦隊
- ▽新司令長官を迎へた出雲
- ▽波濤を蹴る英米海軍
- ▽事變下の練習艦隊

―< 値十價定 >―

行發輯編部報情閣内

第十五號 (五月二十五日發行)

支那の鐵道

鐵道省

支那の鐵道は支那事變のお蔭で一躍有名になつたといつても過言ではなからう。支那側にとつては、決して芳しくない話だが、事變前には粵漢鐵道といつても何處にあるのか、何と讀むのかさへも知らなかつた人々までもが、我が航空部隊の連日連夜の輝かしい空襲の戦果によつて、この鐵道の存在と重要性をはつきり認識し、今では粵漢線といへば何か親しみのある名稱にさへなつてしまつた。

更に開海鐵道に至つては、徐州大包圍戰と共に俄然軍事上の重要線としてその名は全世界の注視の對象となり、話題の中心に躍り上つてゐる。

ところが、支那の鐵道全般についてまとまつた知識を持つてゐる人は案外に少ないやうだ。支那の鐵道の沿革、歴史には、場所柄なかく面白い経緯もあり、國際的に複雑な問題もあり、支那の現状を知る上の重

要な鍵も多いが、これらについてはあまり知られてゐない。

特に今、皇軍の武威のもと、新しい支那の建設と相俟つて支那の鐵道をどうする、又どうなるかといふ問題が起つてゐる際でもあり、その全貌を知ることが決して無駄ではなからう。以下支那の鐵道の概略を説明することにしよう。

一、鐵道の種類と監督

先づ順序として支那の鐵道の管轄監督について一言しよう。民國二十一年即ち昭和七年に、國民政府は「中華民國鐵道法」といふものを制定し、國有鐵道は鐵道部に於て管轄し、公營又は民營鐵道は鐵道部之を監督すとの規定を設けた。

國有鐵道は原則上中央政府が經營するもので、これ

を「國營鐵道」と稱し、「公營鐵道」とは一省或ひは數省の政府が建設經營するものをいひ、「民營鐵道」とは民間が建設經營するものである。このやうに支那の鐵道は國有鐵道、公營鐵道、民營鐵道の三つに分つのであるが、この外にもう一つ日本には類の無い鐵道がある。即ち「外國承辦鐵道」といふのがそれで、支那の領土内で外國人が建設經營してゐる鐵道である。例へば佛領印度支那と雲南省との國境の河口から雲南迄の滇越鐵道(雲南鐵道)四六四杆や、香港の對岸九龍から、英國租借地と支那との境界深圳に至る廣九鐵道の一部、所謂英國段(段は區間の意)の三六杆のやうなものがある。

次に鐵道部の沿革を略述しよう。從來支那國有鐵道はすべて北京政府の交通部の管轄下に統一されてゐたが、民國十五年即ち大正十五年、國民黨の北伐以來國民政府の所管鐵道が増大し、又軍事輸送の必要から同年十一月國民政府交通部が廣東政府管内に設立された。同年十二月國民政府諸機關の武漢移動と共に交通部も亦武昌に移された。ところが國民政府は武漢派と蔣介石派とに分裂するに及び、蔣介石一派は更に南京政府を樹立し、南京國民政府交通部の設立を見、北

京、武漢、南京に三交通部が鼎立するに至つた。當時の三交通部勢力範圍内に於ける國有鐵道は北京約四、八〇〇杆、武漢約一、一〇〇杆、南京約一、四四〇杆、その他中間地帯約二、五〇〇杆であつた。その後國民黨兩派の妥協成立し、武漢交通部は南京交通部に合體され、民國十七年即ち昭和三年五月北伐軍の北上により北京政府没落し、つひに南京交通部は全國國有鐵道を管理することとなつた。

二、鐵道部の創設

しかしながら國民政府の制覇が成つて全國を統一するとともに、國有鐵道に關する業務は増大し、又全國鐵道の統一を圖り業務の増進を計るためには、交通部内の一局たる「路政司」(司は局に當る)の片手間位では到底間に合はない上に、國民黨の總理孫文の所謂中山計畫たる大鐵道網の建設を實現するためにも、愈々獨立の「鐵道部」が必要となつて來た。そこで鐵道部の設立を見たと共に、初代鐵道部長として孫文の嗣子孫科が任命されたのである。

鐵道部創設以來、建設方面でも從來に較べて一段の進展を見たほか、業務方面でも各鐵道間の連絡運輸、

相互運轉に努力し、又貨物運送の場合、鐵道側ですべての危険を負担することに改めてから、出貨量も相當増加し、從來の無秩序混亂狀態の支那鐵道としては、相當の成績を挙げた。

三、鐵道部の特異性

我が國と支那とは國情も異り、従つて鐵道部内の組織にも我が國と多少異なる所がある。以下その主なものを挙げて見よう。

先づ第一は聯運處のあることである。支那の鐵道部内には聯運處といふものがあつて、代々業務司長が處長を兼務し、各鐵路局間の連絡事務を司つてゐる。同じ鐵道部の管轄下に在る鐵路局間に何のために連絡を掌る機關が必要であるかといへば、日本の鐵道と支那の鐵道との建設の出來を略述する必要があると思ふ。我が國では鐵道省中心の下に地方鐵道局があり、更に運輸事務所があつて、鐵道省の計畫を實行に移してゐるが、支那ではこれと事情を異にする。由來支那の鐵道は殆んど外國の資本によつて建設されたため、概ね外國の制度に倣ひ、外人の運輸主任及び會計

主任指揮の下に各鐵道勝手に經營し來つたので、現在これを統一しようとしても容易ではない。現在の有様は寄り合ひの管理局の上に鐵道部が乗つかつてゐるといふやうな形で上下左右の融合が出来てゐない。

例へば北京には北寧鐵道(山海關・北京間)と京漢鐵道(北京・漢口間)とに別々の停車場があり、又濟南などは乘換驛でも津浦鐵道(天津・浦口間)と膠濟鐵道(青島・濟南間)とは夫々別々の驛を設備してゐるといふやうな設備上に不統一があるほか、列車の運轉なども特別の場合、北京・上海間、北京・青島間のやうなものを除き、各自線内に限られ、直通列車の運轉はなく、所謂直通旅客の利便などはあまり考慮されてゐない。更に又旅客貨物の運賃取扱條件等を異にするものが多いので、同一國有鐵道内でも直通の取扱をなし得る場合は寧ろ少ない方である。従つて鐵道部に、各鐵道管理局の連絡機關として聯運處の存在が必要となつて來るのであつて、支那の各局相互間の關係はこの點で我が國の地方鐵道相互間の關係と大差ないのである。

路警

次は支那の鐵道では路警と稱する警察制度を自分で持つてゐて、線路、停車場、列車運轉の安全を期する

ため、毎年莫大な經費を支出してゐることを挙げた。

支那では警察制度が濶大な地方迄及ばないところがあり、鐵道の旅客貨物は匪賊の好目的物であつた。又一方警察力が薄いとすれば勢力軍隊の力に頼るほかならぬが、支那の軍隊といふのが鐵道車輛等を私有物視し、却つて鐵道を善しめるやうな實情にあるので、鐵道は他力に依らず自ら警察制度を持ち、交通の安全を期してゐるのである。そしてこの制度としては鐵道部内に路警局を設け専任の局長が鐵道全般の路警事務を總括し、地方各鐵道局には路警警察署があり、その下に警務段(段は區の意)警務分段あり、分駐所又は派出所を設けて治安の任に當り、更に護路隊を作り列車間を警戒してゐる。この人員は全國では一萬六千人の多きに上り、經費年額六百餘萬元を要するといはれてゐる。

債務整理委員會

もう一つ異つた點は、債務整理委員會の存在である。支那の鐵道と外國借款とはこれを切り離して考へることは出來ない實情にあるために、外債の整理償還は實に一大問題といはねばならぬ。現在鐵道關係

の外債總額は元利合せて十二億元を超える有様であるから、鐵道法でも「鐵道の收入若くは剩餘金は鐵道擴張及び整理に充つる外債務處理の用に充つべし」と規定し、部内に債務整理委員會なるものを設けこれが整理に努めてゐる。

外人職員

最後に挙げたいのは支那鐵道に外人職員の在職してゐることである。これも民國十五年(大正十五年)頃には三百七十八人(滿洲を含む)といふ多數外國人職員が居り、その中日本人が八十人居つたが、昭和九年には五十九人に減じ、日本人は膠濟鐵道、南滿鐵道(九江南昌間)の關係者十二名を残すのみとなつた。これも我が國と異つた點の一つであらう。

四、地方鐵道局と等級

次に鐵道部の下にある「鐵道管理局」について述べよう。その機構は法規の上では恰も鐵道省の下に鐵道局があると同じであるが、實際には寧ろ鐵道省と鐵道會社との關係に近い。しかも京漢鐵道の如く「三三〇料の延長を有するものにも、又南滿鐵道の如く僅か一二八料に過ぎないものにも、同じやうに局長以下の

職員を配置してゐるため、相當に冗費が嵩んでゐる。初代部長孫科の米人顧問マンテルも膠濟鐵道などはこれを津浦鐵道に合併し節約を圖るべしと進言した程であるが、前述の如く支那の鐵道はその沿革や借款關係のため、なか／＼併合整理の出来ぬ實情にある。管理局は線路の長短、事務の繁閑によりこれを三等級に分つ。一等局に屬するものは京漢、北平、津浦、粵漢の四鐵道で、準一等局は膠濟、京滬、滬杭甬であり、隴海、京綏は二等局、準二等局は正太、三等局は廣九、南潯等である。又地方鐵道局には夫々局長を置くことを原則としてゐるが、膠濟鐵道や津浦鐵道のやうに管理委員會といふ合議制を採用し數名の管理委員が局長の仕事を行つてゐるものもある。

五、支那に於ける現在の鐵道

現在支那にはどの位の軒數の鐵道があるかといふと、國有、公營、民營、外國承辦各鐵道を合して一萬一千二百五十七軒餘ある。日本の鐵道と比較して見ると、約半分位の延長しか無い。ところが支那の面積は日本に十數倍してゐるからその割合は非常に小さく、支那本土中貴州や廣西など全く鐵道のない省も尠

くないのである。孫文が十萬哩の鐵道建設を目標としてゐたことを見ても、彼等が如何に鐵道の必要を痛感してゐたかが判るであらう。さて現存の鐵道は、國有鐵道が八、〇七二軒一〇、公營鐵道が一、九四二軒二〇、民營鐵道が七三四軒八九九、外國承辦鐵道五〇九軒四四〇となつてゐるが、皇軍占領地域にある鐵道は、實に約四、五〇〇軒に上つてゐるのである。

六、支那鐵道の歴史

次に支那鐵道の發達の歴史について概述しよう。由來支那の鐵道の沿革發達を説くものは、文久三年から明治二十八年迄の間を第一期即ち「鐵道敷設妨害時代」と稱してゐるが、この時代は一面に於て支那鐵道の萌芽時代ともいひ得る。我が國の文久三年に始めて上海在住の英米人に依つて鐵道の建設が企畫されたが、未だその機熟せず、次いで明治九年に英商怡和洋行（ジャーディン・マディソン）の手で上海―吳淞間の鐵道が敷設されたが、幾何もなくして支那政府の買收撤去するところとなつた。しかしながら明治十一年に直隸省（現在の河北）に建設された唐胥鐵道は實に支那鐵道のはじめとも稱し得るもので、現在の北寧鐵

道の前身なのである。

これに次ぐ第二期は「利權獲得競争時代」で日清戰爭に敗れた支那が所謂「眠れる獅子」の正體を暴露した結果、日清講和談判に際し漁夫の利を占めた露、佛、獨が支那に於ける鐵道利權の獲得に狂奔した時代である。この時代は丁度明治二十八年から明治三十八年に至る十一年間で、その間にはベルギー銀行團の假面を被つたフランス及びロシアの借款による京漢鐵道、獨逸資本による膠濟鐵道、英國、獨逸の借款による津浦鐵道、佛國の滬越鐵道のやうな支那現在の主要鐵道は、殆んど全部が外國資本によつて建設されたのである。

第三期は明治三十九年から明治四十三年に至る數年間、日露戰爭に於ける日本の勝利に鼓舞された支那が、朝野を擧げて利權回收を主張し、鐵道に於ても一度外國に渡つた利權を回收せんと企圖した時代である。この利權の回收熱は偶、粵漢及び川漢鐵道（漢口―宜昌―重慶―成都間）を國有鐵道とし英、米、獨、佛の借款により建設せんとする政府の方策と、地方省民殊に四川省民の反對意見との對立を見るに至り、遂にこれが導火線となつて清朝は崩壊し、革命の成功を

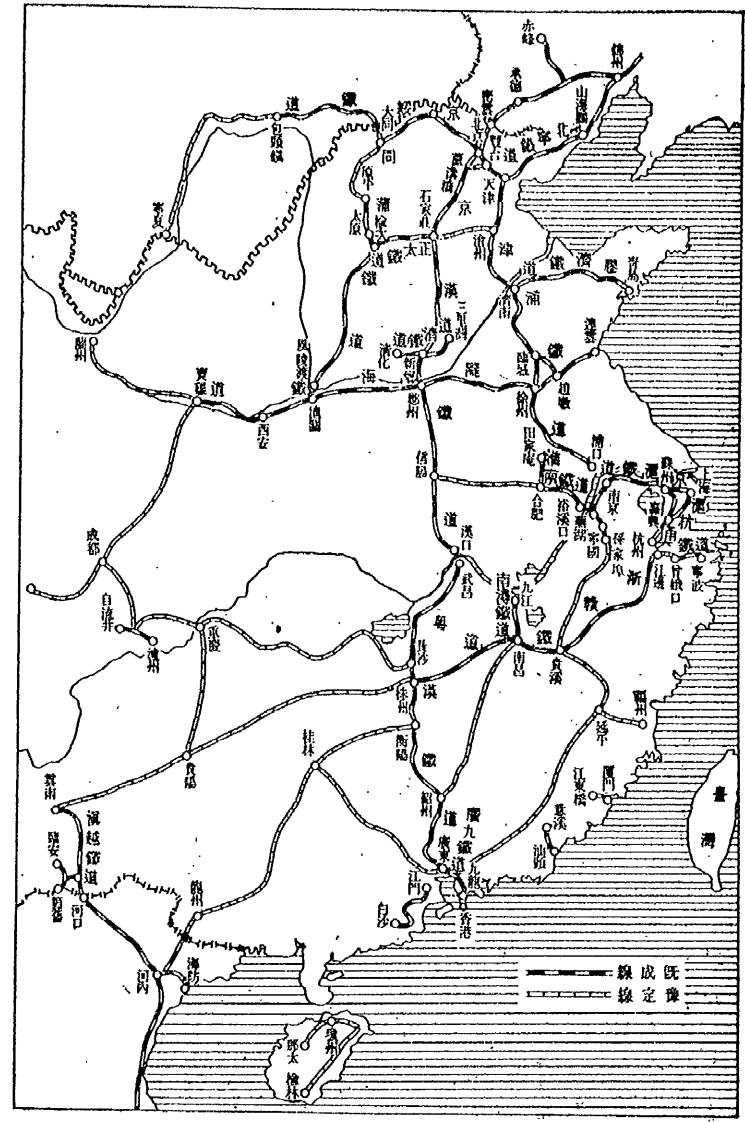
見た。かくて革命は成功したが、革命政府は財政上の困難から幾多重要な利權を提供して外資の流入を圖るに至つた。これが即ち所謂第四期で「列國の利權獲得復活時代」と稱するものである。これは大正元年即ち支那の民國元年より昭和二年頃迄のことと、それから最近迄は南京政府鐵道部が既成線の整理を行ふと同時に、新線の建設を企てた時代で、いはばこれが第五期ともいふべきであらう。

七、支那鐵道の列國共同管理論

茲に看過出来ないことは、大正十二年頃支那に於ける列國の鐵道利權獲得競争と支那の内亂を防止するために列國の支那鐵道共同管理論といふのが相當論議された一事である。それは要するに一つの國際資金を以て支那の借款鐵道は勿論、滬越鐵道（雲南鐵道）とか、當時の東支鐵道又は南滿洲鐵道等を――滿洲事變前の事であるから滿洲の鐵道をも含めて――買收し借款を償還し外國委員管理の下に鐵道の統一改良を圖らうとしたもので、これが主唱者としては交通部顧問ペーカー及び中英公司代表のメイヤーなどがあつた。本案に對しては支那の輿論は激烈に反對したが、

012345678910

支那主要鐵路略圖



我が國も、これは支那國際管理の端を開くものと認め、東洋平和の精神から斷乎として反對したため遂に何等具體化することなくして終つた。

八、主要國有鐵道

京漢鐵道
この鐵道は、北京から漢口迄の一、二二三軒を本線とし約一七軒の支線を有し最近漢口清化間一六五軒餘を併合した總延長約一、四九五軒の國有鐵道である。最初李鴻章と同時代の政治家である張之洞が、今回事變の導火線となつた蘆溝橋から漢口迄の鐵道建設計畫を立て明治二十二年に勅許を得たものであるが、當時建設費として清廷から支給された二百萬兩の全額は李鴻章が現在の北寧鐵道建設資金に流用してしまつたので實現を見なかつた。ところが日清戰役後、支那は國防上の見地から更に資金四百萬兩を支出し本鐵道の建設に着手し、英、米、佛の各國が投資に關し競争したが、結局比較的條件の少いベルギー銀行團と契約を結び、明治三十九年全線の工事を終つた。その後ベルギー銀行團はロシア及びフランスの傀儡であることが判り、日露戰争後の利權回收運動が起るに及

び明治四十一年支那は内外債を募集し、ベルギー借款を償還しベルギー銀行團が經營に從事した鐵道の實權を回收した。この借替に際し我が國の橫濱正金銀行と支那政府との間に明治四十四年一千萬圓の借款契約が成立してゐる。

現在本鐵道の黄河以北は皇軍の占領下にあり、既に假營業を行つてゐる。

北寧鐵道

本鐵道は北京から滿支國境山海關迄の幹線四二三軒餘と支線三九軒餘から成る。これは北支に於ける最初の鐵道で、唐山、胥各莊間約十軒の運炭鐵道に端を發するものである。李鴻章は明治二十年該鐵道を買收し鐵道會社を創設し資金を英國銀行に仰ぎ天津迄延長した。後又國庫から二百萬兩の支出を乞ひ北津官鐵路局を創設し山海關以遠迄工事を進めた時、日清戰争に遭つて、戦後英資により新民屯まで延長し、新民奉天間の日本の野戰鐵道を百六十六萬圓で買收し明治四十四年奉天、北京間の完成を見たのであるが、滿洲事變により山海關、北京間となつたものである。

本鐵道は滿洲國との最も重要な交通路を形成してゐる關係上、通車問題その他幾多の交渉があつたことは

今なほ記憶に新たなところであらう。今回の事變突發するや皇軍のいち早く占領するところとなり、現に奉天、北京間には急行列車を運轉しつゝあり、殆んど平和時と變らぬくらの治安は完全に維持されてゐる。

津浦鐵道

本鐵道は天津、浦口間の幹線延長一、〇〇九浬、支線七一浬から成る。英國は前述のロシア及びフランスが蘆漢(京漢鐵道)の利権を獲得したのに對抗して本鐵道敷設に關する優先権を獲得したが、ドイツは當時既に本線に對し既得権ありと抗議した。明治四十一年兩國は妥協しドイツは北段(天津、滄縣間)を、英國は南段(滄縣、浦口間)を建設することになつたが、鐵道の管理及び建設権を支那が英獨に與へなかつたことは注目すべき點である。そして明治四十二年には全線の完成を見たが、歐洲大戰に支那が参加した結果北段に對するドイツの諸権利は消滅した。

本鐵道の北段の全線及び南段の大部分は皇軍の既に占領するところであつたが、今回徐州の陥落に依り全線を通じ我が國の管理下に歸する譯で、この一事は北支中支を一體とするために重要にして看過すべからざることである。

京綏鐵道

本鐵道は北京の近郊豐台から包頭鎮迄の約八一六浬の幹線と約五十七浬の支線とから成る。初め張家口迄の京張鐵道として企圖されたものが、綏遠、包頭迄延長され、遂に京綏鐵道と稱せられるに至つた。この鐵道の北京張家口間は支那の資金と支那の技術によつて建設されたもので、明治三十七年盧天佑を技師長として工事に着手し八達嶺附近の難工事を遂行し、明治四十二年張家口迄の工事を完成した。その時この鐵道を延長して庫倫迄敷設しようとの議もあつたが、調査の結果大同から綏遠へ出でこゝから庫倫へ延長することに線路を選定し工事に着手し、或ひは革命のため或ひは資金難のため度々工事を中止したが、結局内債及び我が東亞興業の三百萬圓の借款等により漸く難關を切抜け、大正九年四月綏遠城迄の工事を完成し、更に我が東亞興業から三百萬圓を借款して大正十一年包頭鎮迄完成した。

本鐵道の大部分は既に我が國の管理下にあり、全線假營業をも開始してゐると云ふ状態である。本線は軍事上重要なのみならず、大同附近に世界的に著名な炭田を有してゐる關係上、經濟上に於ても重要視されるべきである。

正太鐵道

本鐵道は京漢線の石家莊から分岐して山西省の省城の所在地たる太原府に至る二四三浬の幹線と、四二浬の支線とから成る一米軌間の狹軌鐵道である。本鐵道は初め山西省官憲が建設を企圖したが、資金の調達が出来ない中、道勝銀行(露清銀行)の運動が效を奏し、明治三十一年山西省當局と銀行との間に豫備契約が成立した。しかしながら義和團事件のため正式締結の運びに至らず、その後交渉の結果、明治三十四年借款金額を四千萬法とし銀行は本鐵道の建設及び經營權を得たのである。ところが日露戦争後道勝銀行は債權及び經營權をハリ銀公司に移譲し昭和六年支那側は借款全部を償還し鐵道部に於てこれを接收し固有鐵道に編入した。本鐵道もまた、沿線に豊富な炭鑛を有し經濟上極めて重要性を持つもので、現に全線を通じ我が國の管理下にある。なほ本鐵道は近き將來に於て廣軌線に改築される運命にあるものと見て大過はないであらう。

膠濟鐵道

本鐵道は青島から濟南へ走つてゐる本線三九四浬の外約六十浬の支線から成るもの。ドイツが明治三十年

山東省でドイツ人宣教師が殺害された代償として膠州灣の租借と共に敷設權を得た鐵道で、明治三十七年に完成をみた成績良好の鐵道である。ところが日本は歐洲大戰に参加しドイツに對し宣戰を布告し膠州灣を攻撃した結果、大正三年以來日本が經營して來たが、ワシントン會議の結果、大正十二年一月一日以降支那にこれを還附しその代償として四千萬圓の支那政府國庫證券を受取つたものである。

隴海鐵道

本鐵道は連雲より蘭州に至る約一、二五八浬餘の鐵道であるが、甘肅省即ち隴より陝西省(秦)河南(豫)を経て海州に出る線路を豫定線としたので、正式にはこれを隴秦豫海鐵道と呼び、隴海鐵道はその略稱である。そして既成區間は連雲、寶雞間一、二五五浬と支線約三十三浬とである。本鐵道は山東徐州海州間、徐州蘭州間、開封洛陽間、洛陽潼關間、潼關西安間の各線を併合統一したもので、右の中最も古い歴史を有するものは開封洛陽間一八四浬で、明治三十六年ベルギーシンジケートと支那政府との間に成立した借款に依つて建設され、隴海鐵道の主體をなしてゐる。その他の各區間の鐵道は日露戦争後の所謂利權回收運動に

より關係各省の省民によつて企業されたもので、明治四十三年國有に編入され離海鐵道として統一された。本鐵道はソヴィエトとの重要交通路の一をなしてゐるのであつて、徐州陥落の結果支那側は、この線の主要區間をも放棄せざるを得ないことになつたのである。

京滬鐵道

京滬鐵道とは南京と上海とを結ぶ三二一杆の幹線と一六杆の支線とから成るもので、初めは滬(上海)寧(南京)鐵道と稱してゐたのであるが、南京遷都後これを京滬鐵道と稱するやうになつた。前述のやうに上海吳淞間鐵道破壊後約二十年間、上海附近に於て鐵道建設を企圖するものはなかつたが、明治三十一年英國は揚子江沿岸の不割讓を支那に誓約せると共に上海南京間鐵道の建設権を獲得し、明治三十七年起工明治四十一年全線完成した。しかしながら所謂利權回收熱が勃興後は重要地位には支那人これに當り英人の權利は開業當時に比し非常に薄弱となつた。

本鐵道は南京政府にとつては生命線とも云ふべきものであつたが、今や完全に皇軍の管理下にあり、これを海滬線と呼んでゐる。

滬杭甬鐵道と蘇嘉鐵道

滬杭甬鐵道は上海甯波間一八六杆一五、龍華上海間一六杆六〇と寧波曹娥江間七七杆九〇、幹線合計二八〇杆六五のほか、支線五杆八八を有する鐵道で、滬(上海)杭(杭州)甬(寧波)鐵道と稱する。本鐵道は前述の京滬鐵道の建設権を英國が獲得した際、同時にこの建設権をも得ようとしたが、當時民間には民權の回收熱熾烈を極め、浙江江蘇兩省の省民は江蘇浙江兩鐵道公司を創設し、あく迄英國の鐵道建設に反對し自力を以て杭州楓涇間、寧波曹娥江間を建設した。しかしその後營業不振のため遂に國有を決議し政府は英國借款百五十萬磅を以てこれを買収して全線を統一し、大正三年滬杭甬線と稱するに至つた。

本鐵道の上海杭州間は現に皇軍の管理下にあり、これを海杭線と呼んでゐる。

次は蘇州から嘉興に至る七五杆の蘇嘉鐵道で、本鐵道は鐵道部の企畫する所に係り、工事その他は鐵道部の命令により京滬鐵道に於て引受け、昨年四月完成七月十五日正式營業を開始したものであるが、將來は恐らく京滬鐵道に併合されるものと思はれる。

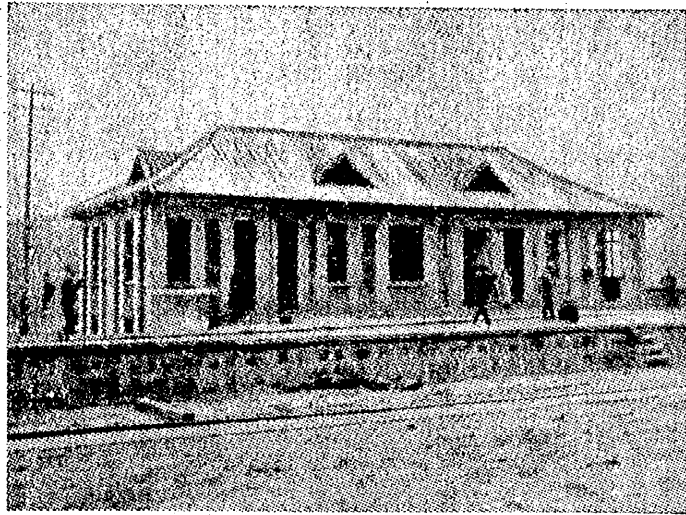
南洋鐵道

本鐵道は長江流域に於ける我が國の唯一の借款關係

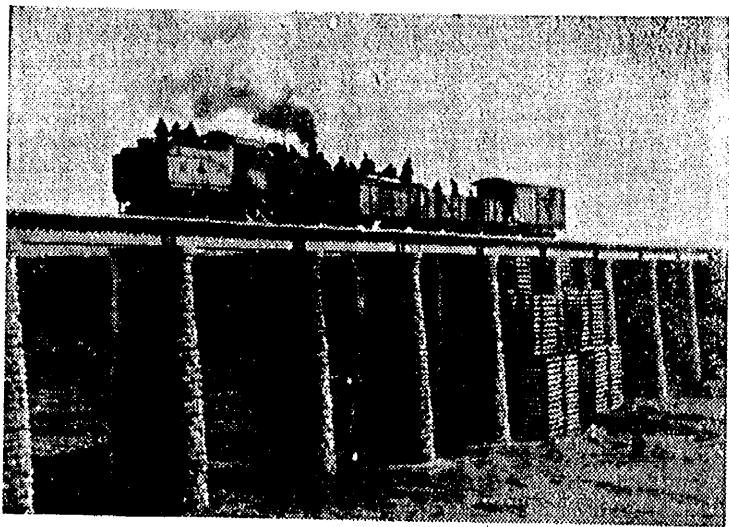
鐵道である。南昌九江間一二八杆三五を稱し東亞興業から合計一千万圓を借入れ、大正十五年起工以來革命のため工事遅延し約十年にして全線を完成したものであるが、水運との競争線であるとその經營に人を得なかつたためとで業續不振続きで、昭和三年鐵道部はこれを國有鐵道に編入し整理することとした。

粵漢鐵道

これは漢口の對岸武昌と廣東省廣州とを結ぶ延長一、〇九〇杆の幹線と廣三線その他支線五四杆餘を有する支那の重要鐵道である。この鐵道は初め支那自ら建設せんと計畫したが、御多分に洩れず資金調達難のため、アメリカから借款し鐵道の承辦權を與へた。ところがこのアメリカの華美合興公司といふ投資者は經濟的基礎が薄弱で遂にベルギー銀行團に實權を奪はれるに及んで、支那は明治三十八年六百七十五萬兩を以て利權を回收し契約を廢棄した。そして湖北省内の區間は官費を以て、湖南省内の區間は株式を以て、又廣東省區間も亦株式を以てこれを建設することに計畫したが、湖南湖北兩省内區間は資金難に追はれる外、利權回收の際香港政廳から借款した百十萬磅の利拂さへも出来ぬといふ苦境に陥り、遂に止むを得ず英、佛、



粵漢鐵道の三等車



(線浦同) 橋鐵たれさ理修てつよに手の方が我

獨、米四箇國から計六百萬磅を借款したのであつたが、これに對し關係省民は反對の氣勢を擧げ、遂に清朝の崩壊を招いたことは前述の通りである。

革命後北京交通部は前記四箇國投資團と協議の上、大正七年やつと武昌、株州間の工事の完成を見、南方では大正五年廣州、韶州間の竣工を見、茲に本鐵道は株州、韶州間四六〇軒を残し一先づ工事は打切られた。その後國民政府は本鐵道の重大性に鑑み英國關係義和團賠償金返還金を以て未成區間の工事に着手し、昨年四月工事を終り全線の開通を見た。

九、主要公營鐵道

同蒲鐵道

同蒲鐵道は山西省の大同から蒲州を経て風陵渡に至る約九三三軒の鐵道であるが、既成區間は原平風陵渡間六二九軒と九三軒六の支線から成り一米軌間の省有鐵道である。昭和四年山西省當局は山西省十箇年建設計畫を建て晉(山西)綏(綏遠)兵工修築鐵路の一條として本鐵道の建設計畫を樹て、翌年太原介休間の鐵道を起工した。この時偶々鐵道部は正太鐵道を中心とする他の鐵道の建設を計畫すると共に、正太鐵道を廣軌に改築せんとし佛國との借款契約を結んだのであ

るが、山西省民の反對に遭ひ鐵道部の計畫は中止となり山西省當局はこれより積極的に本鐵道の建設に努め昭和十年十二月原平風陵渡間を完成した。

浙贛鐵道

本鐵道は浙江省杭州の對岸、西興江邊を起點とし、江西省の南昌を経て粵漢鐵道の株州に至る延長一、〇〇四軒の鐵道で浙贛鐵路聯合會社の管理經營に係る。最初浙江省政府は杭州の對岸から、諸暨、金華、江山を経て玉山に達する鐵道の建設計畫を樹て昭和九年一月全區間の開通を見た。ところがその後これを延長して粵漢鐵道株州に至らしめんとする議が起つたが、支那政府も共匪討伐の關係上交通機關の整備を痛感してゐた際であつたから、鐵道部、浙江、江西兩省政府、上海銀行團は昭和九年二月浙贛鐵路聯合會社を組織し工事に着手し本年五月完了した。

淮南鐵道

淮南鐵道といふのは安徽省の田家庵と長江沿岸の裕溪口とを結ぶ二二五軒四二淮南炭礦の運炭鐵道である。山東安徽省北部淮河流域一帯には炭礦が多く、烈山、大通、淮南の三礦は現に採掘中のものである。就中淮南炭礦は埋藏量五十萬噸と稱せられ、安徽省内に於ける最大のものであるが、従來民間の採掘に委さ

れてゐたため設備も悪く従つて輸送機關も不備であつたので、昭和五年國民政府はこれを買収し經營することになり、その他の鐵道を開くと共に搬出策を考究の結果、従來の方法たる淮河を利用し津浦鐵道を経て浦口に出る經路を廢し、新たに鐵道を敷設し直接揚子江へ搬出することとし、中國交通兩銀行外六銀行から銀三百七十萬元を借入れ昭和九年三月起工、昭和十一年一月開通したものである。

×

×

以上に於て、支那鐵道の概要を説いた譯であるが、今回の事變に際し、支那軍が主要鐵道の過半を破壊したことは云ふまでもない。しかしながら、鐵道派遣員は、軍當局と緊密なる連絡の下にその優秀な技術と涙ぐましい努力とに依つて、破壊箇所を着々修理し、これが復舊に努めた結果、既に皇軍占領地域に於ける鐵道の大部分は、列車の運行を開始してゐることは前述の如くで、それが軍事上且つ治安維持上如何に役立つてゐるかは、今更こゝに説く必要を認めないであらう。

今や北京に南京に新政權成立し、我が國と協力して經濟開發を行ふの機運を迎ふるのときに當り、支那鐵道の價値は、正に認識を新たにして検討せらるべきである。

日獨青少年團の交驩

文 部 省

盟邦獨逸と我が國との青少年團交驩のため、大日本青少年獨逸派遣團三十名が、青年日本を代表して五月二十五日東京を出發、二十七日神戸港から獨逸に向ひ、一方獨逸からはヒットラー・ユーンゲント代表三十名が来る八月十七日横濱入港の豫定で來朝することになった。

この兩國青少年の交驩は、兩國の國交關係を一層親密にするに役立つばかりでなく、青年の魂と魂が親しく觸れ合ふことによつて、獨逸側には日本精神と日本文化の眞髓を感得させ、躍進日本の眞の姿を紹介することになると共に、我が方も、親しく彼の地の風物に接し、新興の意氣に燃える獨逸魂にもふれ、更に又獨逸青年教育の根幹ヒットラー・ユーンゲントの實際を

見るなど、期待されるところは實に大きい。殊に明日を背負つて立つ彼我の若人によつて、かうした交驩が行はれるところに無限の希望があり、大きな意義がある。

この計畫が當時の武者小路駐獨大使を通じて我が國にもたらされたのは、昭和十一年十二月で、文部省では爾來この申出を是非とも實現させたいと種々研究し、更に昨年九月、ヒットラー・ユーンゲント駐日代表ラインホルト・シュルツェ氏の來朝を機會に意見の交換を遂げ大體の交驩計畫を決定、本年四月初め派遣團員の編成を了したわけである。

派遣團は文部書記官朝比奈策太郎氏を團長に、幹部四名、團員は二十五名——大日本聯合青年團の代表十

四名、大日本少年團聯盟の代表七名、帝國少年團協會の代表四名——で、派遣團の總勢は三十名である。團員は算へると十七歳から二十五歳までの者で、農業、學校教員の各五名をはじめ、工業労働者三名、漁業、商業、酒造見習、木材業、農具製造機械業、船舶製造販賣業各一名、残りの六名が學生、生徒といふ有様で、出身府縣も十九府縣にまたがり、北は北海道から南は熊本に亘つてゐる。學歷も大學卒業者もあれば、青年學校在學者もある。即ち學歷から見ても、職業、年齢、地域別からいつても、この二十五名は眞に日本の各方面を代表する人々で、青年日本の代表として相應はしいものであらう。

國家の將來を擔ふべき青少年の象徴として、これら團員の言動は、やがて日本國家の將來に對する獨逸國民の認識の尺度となるだらうことを思へば、派遣團員の責務は極めて重大であり、一糸亂れず規律節制ある行動をとらねばならないことはいふまでもない。そ

こで團員に對しては、去る五月三日から合宿生活によつて出發前の訓練が施されてゐるのである。

五月三日、全團員は日本青年館に集合し、新たに制定した制服をつけ、二日間の準備訓練を経て、五月五日端午の節句を下して「大日本青少年獨逸派遣團」結局式を舉行し、木戸文部大臣から團長に對し日の丸の團旗が授與された。爾來二十一日までの豫定で、講義、見學、教練、野營訓練、行軍、音樂練習、作法、獨逸語會話、座談會等の忙しい訓練がつけられてゐる。要するに、この青少年代表たちに、我が國の産業、經濟、文化、藝術、國防等を充分納得させ、眞の日本の姿をしつかり把握させる一方、獨逸の事情に通じさせ、歐洲の一般情勢をも知らしめ、代表としてはづかしくないだけの教養を興へようといふのである。

かうした最後の仕上げが終り、五月二十三日には靖國神社に參拜、官廳を訪問し、翌二十四日諸般の出發準備を整へ、いよいよ二十五日午前九時出發式を舉行、

更に明治神宮に参拜し、二重橋前で官城を遙拜して午後一時東京驛を出發し、途中伊勢神宮に参拜し、二十七日午後三時靖國丸で神戸を出帆する。そして六月三十日マルセーユ入港、鐵道で一路晴れの獨逸入りをする豫定である。獨逸に入國するや、日本へ派遣されるヒットラー・ユーゲント代表三十名とまづ交際し、九月二十五日まで同國に滞在し、首都ベルリンを初めてして、合邦の喜びに溢れるオーストリーに至るまで獨逸全土を遍歴する。かくて九月二十六日獨逸を出發しロンドン、パリ、ローマ等を見學の上、十月九日ナポリから諏訪丸で歸國の途につき、十一月十二日神戸入港の豫定である。

一方、獨逸からの派遣團ヒットラー・ユーゲント代表三十名は、我が代表を迎へて間もなく獨逸を出發、八月十七日横濱に入港して、約三ヶ月に亘り、日本各地を視察、我が青年たちと交際する豫定である。日本側では、この青年代表に對し、日本精神の本質にふれしめ、日本の新舊文化の眞髓に接する機会を與へ、かつ

我が國特有の武道その他修養鍛錬施設をも見學、體得させ、明日の日本の建設の姿を紹介しようとする若々具體案を進めてゐる。彼等の來訪の時こそ、東洋永遠の平和延いては世界平和樹立の大使命に、舉國一致邁進してゐる躍進日本の姿を彼等の腦裡に強く印象づける絶好の機會であり、それは又、彼等を迎へる我が國男女青少年團員の責務でもある。

この獨逸派遣團の歸國に先立つて、我が代表が歸國して、今度は日本を舞臺に再び日獨兩派遣團の交際が行はれる豫定である。未來を擔ふ兩國の若人の心と心が結ばれ手と手がしつかり握り合はれるとき、日獨兩國何千萬の青少年はもとより日獨兩國國民に與へる影響はどんなに大きいことか。兩國々交の親善はいよいよ深く、東京—ベルリン樞軸は一層固さを加へることであらう。

× × ×

南支の良港厦門を語る

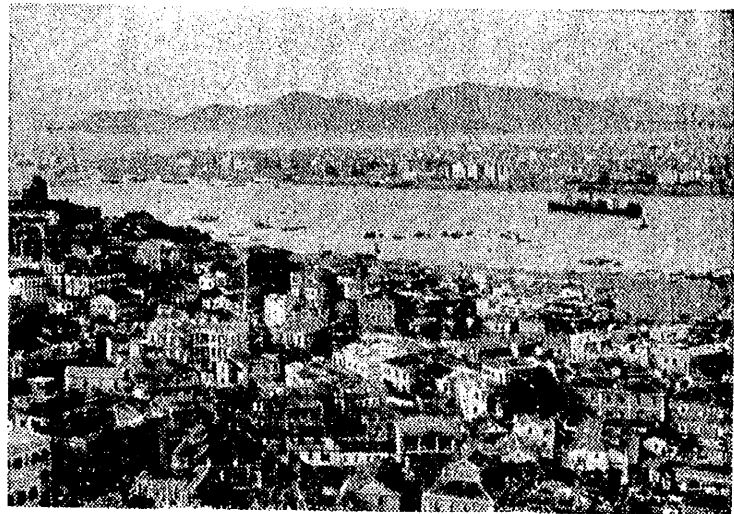
外務省情報部

厦門とは 一般に厦門と云はれてゐるのは、厦門島西南端の一角にある厦門市(同市以外の厦門島の他の部分を禾山區と云ふ)、その西南に僅か一キロを隔てて隣接せる鼓浪嶼島のことであつて、前者は約二十萬、後者は約三萬の人口を有してゐる。我が臺灣と相對し、緯度から見た位置は臺中より少し北にある。氣候は海風が吹いて來るので、南國としては溫和な方で風光明媚南支隨一の良港と云はれてゐる。

厦門島も鼓浪嶼島も岩山が多く平地は少ない。しかし鼓浪嶼は怪岩綠樹の間に洋館が點在し、工部局の經營しきを得て極めて清潔な住宅地が出來、誠に好い景色である。南支隨一の樂土と云ふのは實にこの鼓浪嶼に與へられた禮讚の辭である。厦門に寄港する旅客は、必ずこの鼓浪嶼のほとり中央に聳える日光巖に登り頂上より全厦門の風光を賞する。厦門の東に金門島が

あつて、外洋の波を遮る自然の障壁となり、その内側に厦門、鼓浪嶼の二島が相抱して天然の良港を形成し水底も深い。厦門市は民國二十四年國民政府の市制によつて市政が布かれ、行政區劃の上では鼓浪嶼とは一體でない。鼓浪嶼島は各國の共同租界で、行政上市參事會があつて領事團の監督の下に萬事を處理してゐる。その行政機構は大體に於て上海共同租界のやうなもので、現在關係列國人五人(日本二人、英國二人、和蘭一人)と三人の支那人とが市參事會員である。

厦門は一八四二年の英支南京條約によつて開放された五港の一つであるが、その以前から外人が鼓浪嶼に居住し、厦門開放後通商貿易のため新たに同地に店舗を開いた外人等も、厦門の舊市街が甚だしく不潔であつたがために——現今は比較的立派になつたが——その大部分は鼓浪嶼に住宅をもち、鼓浪嶼の在留外人が



島嶼浪鼓の岸對と市門厦

非常に増加した。そこで一九〇〇年頃から同地開放の議が起り、現地では領事團と支那地方官憲との間の交渉となり、北京に於ては外交團が支那政府に向つて折衝した結果一九〇二年共同租界として開放されることとなつた。

厦門市には日本及び英國の專管居留地開設豫定地が設定されてゐたが、英國は一九三〇年これを支那側に還附し、日本は依然その権利を保持してゐるが、その場所が悪いので開設に着手されてゐない。

我が國民の發展、事變直前の同地居留邦人は、内地人が約四百名、臺灣人の總領事館出済の者が約八千人(無届者も多數ある)、朝鮮人が約五十名と云ふ數字になつてゐる。厦門に在る内地人は數も少く大仕掛の仕事もやつてゐる譯ではないが、臺灣人は前記の如く多數を留し、その所有財産は動産不動産を通計すれば、千萬圓以上の巨額に上り事業界に活躍してゐる。昔この地方から臺灣に移住した者が非常に多く、厦門居住臺灣人は大體この系統であるところから、土着の支那人と、言語風俗感情を同じうし、臺灣人と支那人との區別は困難である。たゞ臺灣人は同地の一般支那人に比して文化的に一日の長がある上に、治外法權を

享有し、且つ臺灣から文化的經濟的援助を受けてゐる關係から、各種の社團または商工團體に喰込んでゐる者も多く、不拔の勢力がある。臺灣人はかやうに優越な地歩を確保してゐるから、同地が日支親善の新政權下に立つこととなれば、我が臺灣同胞の發展は大いに期待すべきものがある。前にも述べたやうに言語風俗感情を同じうするので、奥地の漳州、石碼、同安、泉州地方に入込み定住する者も多く、その數は二千名以上で、彼等は農業、醫師、自動車修繕業、鐵工業などに従事して地方の有力者となつてゐる者さへある。しかも滿洲事變以來奥地で仕事をしておいた者が、排日の壓迫に堪へかねて厦門に引揚げた者も少くない。

前號に書かれたやうに、臺灣人殘留者は支那側からひどい目にあひ、財産上の損害も多額に上るものと思はれるが、我が軍の同地攻略に當つては一般民衆に對してなるべく被害のないやうにと、細心の注意が拂はれ、暴戾な支那軍が火を放つたがための損害だけだと云つてもよい位である。この點から有識の支那人士は我が軍の眞義を理解するであらうことを確信する。

なほ厦門地方は、加工の上内外に移輸出すべき原料

に乏しく、僅かに手工業があるのみであつたが、近時臺灣人中には母國の工業經營法に倣ひ、合理的最新式企業方法を採用して同地工業界に活躍する者が現はれ、製氷や清涼飲料水の製造に獨占的地歩を獲得し、釘、菓子、乾電池などの製造業にも壓倒的地歩を築きつゝある。

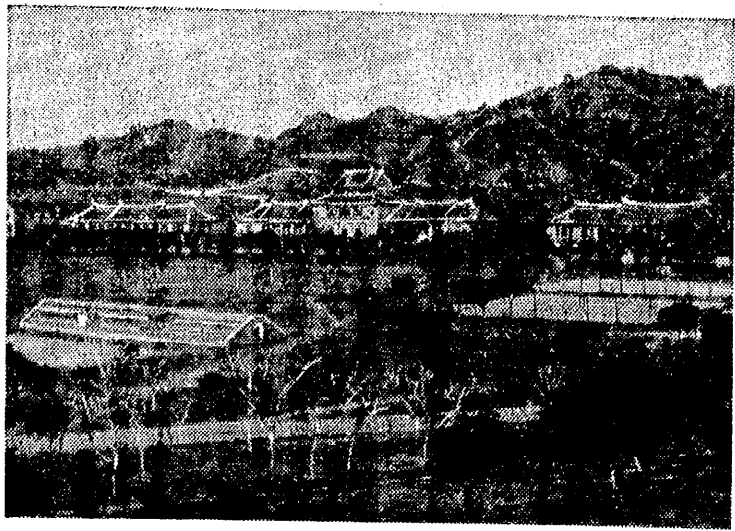
かく多數の居留民があり、その財産も多いので厦門臺灣居留民會は堂々たる事務所を持つてゐる。しかもそれは借家ではないから豪勢なものだ。同居留民會は昭和十一年二月十一日盛大な三十周年記念會を舉行し、日本側各方面ならびに支那側黨、政、軍各界の官民多數が列席した。

厦門の貿易概況 同港の貿易は輸入超過の甚だしい點が、他の類を見ないところである。輸入總額は大抵輸出總額の八倍以上と云ふやうな状態で、例を一九三三年の貿易について見るに、輸入總額三千二百九十八萬三千六百元あまりに對し、輸出總額は僅かに三百三十七萬二千餘に過ぎなかつた。この比率は輸出の一に對し輸入は殆んど十と云ふ驚くべき割合になる。しかもこの外に莫大な密輸入が考慮される状態であつた。

かういふ大きな開きをどうして埋め合はせるかと云へば、毎年南洋方面に出稼ぎに行く多数の所謂華僑が送金するので、それと何とかが辻褃が合ふのである。ところが数年來南洋方面も不景気で、出稼ぎ支那人の郷里に送金する額が非常に減少して来た。これがために出稼人の郷里はもとより、廈門の市況にも大きな影響があり、不安に襲はれるに至つた。華僑の送金は支那の輸入超過を埋め合はせる財源であつただけに、ひとり廈門の問題であるばかりでなく全支に影響するが、殊に福建、廣東の二省は打撃が大きい。

廈門は元來茶、砂糖、煙草、紙の移輸出に於て相當な地歩を占めてゐた。その中でも茶の如きは福州と共に極めて優越な地位にあり、一時は南洋方面の市場を獨占してゐたが、産業の改良を怠つたため、印度茶と臺灣茶に販路を侵蝕されて、今は主客顛倒し不振に陥つてゐる。砂糖の如きも同様の意味で臺灣に壓倒され、煙草は臺灣を主要な販路としてゐたが、我が國が煙草の専賣を實施してから駄目になり、紙もまた外國紙に壓倒されて振はなくなつた。

將來華僑の經濟状態が好くなれば別だが、さもなければ廈門貿易の前途は悲觀材料ばかりである。



厦 門 大 學

移輸出品としては前記の外、水仙の根、麻袋、藥酒、果物などがある。また輸入品の主なものには米、海産物、綿布、綿絲、メリケン粉、各種機械類、石油、石灰、セメント、燐寸、硫安、豆粕、大豆、金物、毛織物、食料品、雜貨などである。

各國からの輸入は大體に於て香港が第一位を占め、日本がこれに次ぎ、それから瓜哇、北米、印度、ヒリッピン、英國、獨逸と云ふやうな順序であつたが、大正十年度は日本品が四割以上となり、香港を凌駕したやうである。

日本との貿易 日貨排斥の盛んな時には香港、上海等を経て、外國品に化粧された日本品が輸入されてゐたが、昭和九年からそんな必要がなくなり、臺灣から公然日本品として直輸入されるに至り、さらに昭和十年度は銀爲替の昂騰したため、日本品の輸入が旺盛であつた。

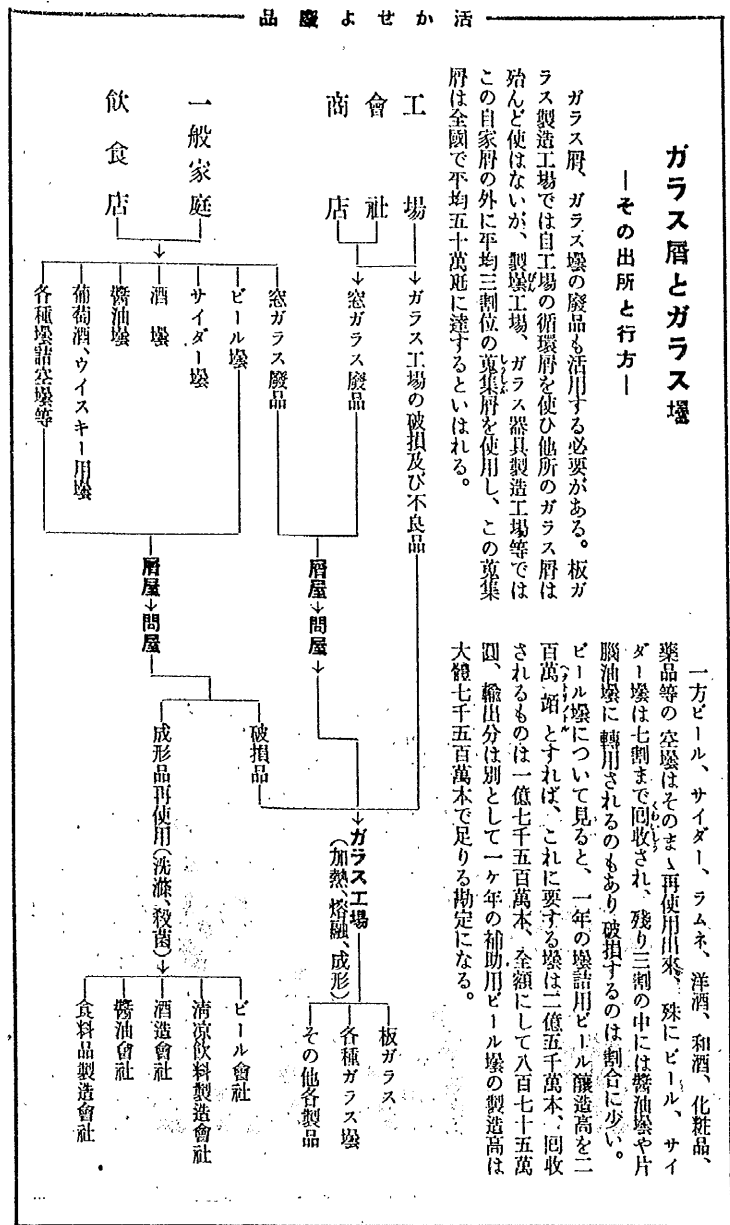
日本との貿易關係を詳細に分析することは困難であるが、船會社の積荷統計によれば昭和十年度の主要な輸入品は雜貨、海産物、米、金物、硫安、紙、材木、石灰、青果、セメント等で、その金額は四、五四六、九六八圓に達し、前年度の三、一七一、二三〇圓に比し一

百三十萬圓以上の増加を示してゐる。この外大連、青島、上海から積出される滿洲大豆、硫安、セメント、人蔘、ビール、綿布、綿絲等の商品は昭和十年度分が一百二十四萬圓に達してゐるから、密輸入を計算外に置けば、輸入總額の三割六七分が日本との貿易である。

排日關稅の影響 先年施行された排日高率關稅が、如何に影響したかにつき、海關統計によりこれを検討して見よう。

輸 入 貿 易	
一九三三年	一六、六一九、六九九(海關金元)
一九三四年	八、二一九、三二二
一九三五年	八、〇二八、七三〇
輸 出 貿 易	
一九三三年	三、四四一、三〇六(廈門元)
一九三四年	三、五五一、一一二
一九三五年	三、六七六、五一六

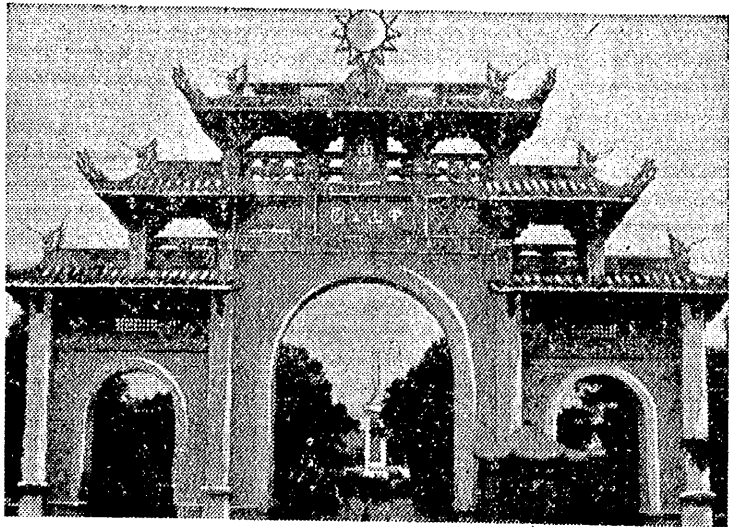
註 海關金元は廈門元の約二倍
右の如く輸出は少額にせよ年毎に増加したに拘らず、輸入が非常に激減したことは明らかに密輸入を物語るもので、國民政府が如何に無理なことをやつたかの證明にもなる。南北の新政權はこの點に充分注意し



てゐるやうであるから、厦門に新政権の力が及ぶやうになれば、貿易も順調になり不正行為が自然に是正され、正當な貿易業者が迷惑をしないと共に、一般民衆は安價な品物が手に入つて樂になるであらう。

史上の厦門 南宋の末葉(西曆一二七六年)王族が蒙古人の侵犯に堪へかねて、その都の臨安(今の杭州)を逃げ出してこの地に避難したと傳へられる。その後明朝時代(一三六八年—一六六二年)には南北支那數百里の海岸を荒し廻つた海賊の根據地となり、明末清初の頃鄭成功がこの地に據つて、明朝恢復の義軍を起したことがあり、阿片戦争の際には英國海軍がこゝを占據した。また義和團事變當時機を飛ばして島民を煽動した結果、明治三十三年八月二十四日未明、厦門の大本營本願寺布教所が暴徒の襲撃を受けて燒かれたため、我が海軍が水師を同地に上陸させたこともあつた。

厦門が西洋と通商を開始したのは、明の世祖の嘉靖三十年(一五五一年)ポルトガル人から通商を求められたのに始まり、古い貿易港の一つである。



厦門中山公園大門

最近公布の法令

内閣官房總務課

- ◇昭和十年法律第四十二號營業收益稅法中改正法律施行期日ノ件(勅令第七十一號)
支那事變特別稅法の施行に伴ひ昭和十年法律第四十二號營業收益稅法中改正法律を四月一日より施行することに定めたものである。
- ◇南洋群島臨時通行稅令(勅令第七十二號)
支那事變特別稅法に依り内地に於て通行稅が創設せられるのに順應して南洋群島に於ても臨時通行稅を課することにしたもので、四月一日より施行された。
- ◇昭和十三年法律第二十七號無業法中改正法律施行期日ノ件(勅令第七十三號)
無業法中改正法律の施行期日を四月一日と定めたものである。
- ◇昭和十三年法律第十四號產業組合中央金庫法中改正法律ノ一部施行期日ノ件(勅令第七十四號)
昭和十三年法律第十四號(勅令第七十六號)中產業組合中央金庫の年賦償還貸付限額の擴張、有價證券の應募又は引受、
- ◇恩給法中改正法律(四月一日公布)
恩給受給者の生活安定を圖るため新たに設置せられる恩給金庫より金融の途を拓き、出征軍人及び遺族の救済に資するため増加恩給、傷病年金及び公務に因る傷痍疾病のため死亡し又は増加恩給を併給せられて死亡した者の遺族の扶助料を増額し、又現行恩給法制定前の諸種の制限規定のため扶助料を受け得なかつた軍人の寡婦等に扶助料を給することとし、北海道廳森林監守より引續き同廳森林主事となつた者に他の待遇職員と同様の在職年數計算を認める等としたもので、その施行の期日は各條に付き勅令を以て定めることとなつてゐる。
- ◇恩給金庫法(四月一日公布)
恩給第七十七號、恩給金庫に參照。
- ◇國家總動員法(四月一日公布)
恩給第七十一號、國家總動員法案に就いて參照。
- ◇恩給法中改正法律(四月一日公布)
恩給第七十一號、恩給法に就いて參照。
- ◇恩給法中改正法律(四月一日公布)
恩給第七十一號、恩給法に就いて參照。

- ◇庶民金庫法(四月一日公布)
週報第七十九號、庶民金庫の話に參照。
- ◇社會事業法(四月一日公布)
週報第七十二號、社會事業法案に就いて參照。
- ◇國民健康保險法(四月一日公布)
週報第八十號、國民健康保險法の解説に參照。
- ◇職業紹介法改正法律(四月一日公布)
週報第七十九號、實現する國營職業紹介所に參照。
- ◇入傭者職業保障法中改正法律(四月一日公布)
我が國現下の情勢に鑑み入傭者の職業保障を一層強化するため改正されたもので、(一)再雇後の處遇に付いての規定の趣旨を明確にし、(二)再雇に關する規定の適用範圍を擴張し、雇傭者が當時三十人以上の被傭者を使用する場合に適用することとし、(三)再雇に關する規定の適用を受けない退傭者の就職保障に關する規定を設けたものである。
- ◇關稅定率法中改正法律(四月一日公布)
關稅定率法別表輸入稅表中生産、輸入及び需給等の狀況に關し、木材中のマツ屬及びび鐵を含む關稅は之を無稅とし、金銀鑄造機等は稅率を引上げ又製帽用兎毛の製造に供する兎毛皮の關稅を免除する等必要な改正を行つたものである。
- ◇兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律(四月一日公布)
支那事變に關聯して兌換銀行券發行高が増加する趨勢にあるので之に對處するため今後當分の間兌換銀行券の保證發行限度を七億圓だけ擴張し之を十七億圓に改正したもので本法は支那事變終了後一年内に廢止されることに規定されてゐる。
- ◇不動産融資及損失補償法中改正法律(四月一日公布)
經濟界の情勢に鑑み不動産資金の融通期間及び融通期限を三ヶ年延長したものである。
- ◇產業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律(四月一日公布)
支那事變下に於ける產業組合金融の圓滑を圖るため產業組合中央金庫特別融通資金の融通期間を六年より九年に、融通期限を十五年より十八年に延長したものである。
- ◇昭和十年勅令第四百四十一號臨時内閣二東北局ヲ設置スルノ件中改正ノ件(勅令第七十五號)
東北振興調査會官制廢止ノ件(勅令第七十六號)
東北振興調査會は設置以來東北振興に關する調査研究を遂げ大體その目的を達成したので之を廢止し、之に伴つて東北地方の振興方策に關する事項を調査せしめるため内閣に東北局委員を設置したものである。

◇海軍航空本部令中改正ノ件(勅令第七十七號)
海軍航空本部に補給部を新設し之に伴つて従來の總務部第三課を廢し、なほ技術部第一課を第一、第二兩課に分劃のため同部に一課を新設し又海軍航空廠に材料部を新設したものである。

◇海軍水路部令中改正ノ件(勅令第七十九號)
海軍水路部に總務課を新設し、なほ同部職員中副官を廢止し又新設横須賀海軍工廠に通信實驗部を、舞鶴海軍工廠に機關實驗部を設置する等の改正を行つたものである。

◇海軍工廠令中改正ノ件(勅令第八十一號)
海軍工廠令中改正ノ件(勅令第八十一號)
海軍工廠令中改正ノ件(勅令第八十一號)

◇海軍人事部令中改正ノ件(勅令第八十二號)
海軍人事部令中改正ノ件(勅令第八十二號)
海軍人事部令中改正ノ件(勅令第八十二號)

◇海軍燃料廠令中改正ノ件(勅令第八十三號)
海軍燃料廠令中改正ノ件(勅令第八十三號)
海軍燃料廠令中改正ノ件(勅令第八十三號)

◇海軍經理部令中改正ノ件(勅令第八十四號)
海軍經理部令中改正ノ件(勅令第八十四號)
海軍經理部令中改正ノ件(勅令第八十四號)

◇海軍病院令中改正ノ件(勅令第八十五號)
海軍病院令中改正ノ件(勅令第八十五號)
海軍病院令中改正ノ件(勅令第八十五號)

長(技師を以て充てる)技師一人、屬一人、技手四人を置き、之に伴つて關東農事試驗場に於ける畜産に關する事業は之に移管したものである。

◇關東州裁判令中改正ノ件(勅令第九十號)
關東州裁判令中改正ノ件(勅令第九十號)
關東州裁判令中改正ノ件(勅令第九十號)

◇南洋廳實業學校官制中改正ノ件(勅令第九十一號)
南洋廳實業學校官制中改正ノ件(勅令第九十一號)
南洋廳實業學校官制中改正ノ件(勅令第九十一號)

◇海軍給與令中改正ノ件(勅令第九十二號)
海軍給與令中改正ノ件(勅令第九十二號)
海軍給與令中改正ノ件(勅令第九十二號)

◇臨時利得税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十三號)
臨時利得税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十三號)
臨時利得税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十三號)

◇相續税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十五號)
相續税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十五號)
相續税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十五號)

◇酒造税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十六號)
酒造税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十六號)
酒造税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十六號)

◇酒精及酒精含有飲料税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十七號)
酒精及酒精含有飲料税法施行規則中改正ノ件(勑令第九十七號)
酒精及酒精含有飲料税法施行規則中改正ノ件(勑令第九十七號)

◇朝鮮總督府諸學校官制中改正ノ件(勅令第八十五號)
新たに光州師範學校設置のため學長一人、教諭十六人、訓導九人、書記二人、公州女子師範學校設置のため學長一人、教諭十四人、訓導九人、書記二人を配置し、その他京城高等工業學校、水原高等農林學校、京城師範學校、大邱師範學校、平壤師範學校、全州師範學校、咸興師範學校、京城女子師範學校及び京城工業學校に於て所要の増員を爲し、且つ朝鮮教育令改正に伴つて字句整理を行つたものである。

◇臺灣總督府中央研究所官制中改正ノ件(勅令第八十六號)
昭和四年度より開始したアセトン及びブチルアルコール醱酵製造試験完成に伴ひ之に従事した技師一人を減員したものである。

◇關東救療所官制(勅令第八十七號)
關東州内に於ける阿片癮者救療のため關東州廳長官の管理に屬する關東救療所を設置したもので、同所には職員として所長(醫員又は書記を以て充てる)醫員一人、書記一人、調理手一人が置かれることとなつてゐる。

◇關東農事試驗場官制中改正ノ件(勅令第八十八號)
關東州に於ける畜産資源の涵養充實を圖るため關東州廳長官の管理に屬する關東農事試驗場を設置し、職員として場

◇關東種畜場官制(勅令第八十九號)
關東州に於ける畜産資源の涵養充實を圖るため關東州廳長官の管理に屬する關東種畜場を設置し、職員として場

◇酒税法施行規則中改正ノ件(勅令第九十八號)
酒税法施行規則中改正ノ件(勑令第九十八號)
酒税法施行規則中改正ノ件(勑令第九十八號)

◇支那事變特別税法施行規則(勅令二百號)
支那事變特別税法施行規則(勑令二百號)
支那事變特別税法施行規則(勑令二百號)

◇明治四十四年勅令第八十六號砂糖消費稅廢止物消費稅等ノ徵收ニ關スル件(勑令二百號)
明治四十四年勅令第八十六號砂糖消費稅廢止物消費稅等ノ徵收ニ關スル件(勑令二百號)
明治四十四年勅令第八十六號砂糖消費稅廢止物消費稅等ノ徵收ニ關スル件(勑令二百號)

◇支那事變特別税法施行規則中改正ノ件(勑令二百號)
支那事變特別税法施行規則中改正ノ件(勑令二百號)
支那事變特別税法施行規則中改正ノ件(勑令二百號)

◇大正十年勅令第二百三十八號關稅定率法第九條ニ依ル命令(勑令二百號)
大正十年勅令第二百三十八號關稅定率法第九條ニ依ル命令(勑令二百號)
大正十年勅令第二百三十八號關稅定率法第九條ニ依ル命令(勑令二百號)

露光量違いにより重複撮影

◇大正十五年勅令第三百三十九號（大正十五年法律第二十四號）地方税三關スル法律施行三關スル件（中改正ノ件）
（勅令第二三三號）
 （四月一日公布）

昭和十年法律第四十二號營業收益税法中改正法律の施行、支那事變特別税法に依る入場税及び特別入場税の創設並びに地方税雜種税の整備等のため地方税たる營業税及び雜種税に關する規定に改正を加へたもので營業税を賦課し得べき營業の種類に演劇興行を加へ雜種税の法定種目から水車、市場、牛馬及び演劇興行、遊藝師匠、遊藝人、相撲、俳優等を除くことにしたものである。

◇臨時地方税措置三關スル件
（勅令第二四四號）
 （四月一日公布）

臨時租税措置法の施行に依り國稅たる田畑地租及び營業收益税が軽減されるのでこの例に准じて當分の内、地方税たる特別地稅、同附加税、營業税及び同附加税の軽減を圖ることとしたもので本令は支那事變終了の年の翌年十二月三十一日迄に廢止されることに定めてある。

修正 第八十二號ニ〇頁ウイストは何に替るかの記事中段八行目ニ千應とあるは二千萬應の誤り。第八十二號ニ〇頁、鉛附はかく生れ變るの記事中に煙草銀紙を加へてあるが、最近アルミニウムを原料にしてゐるからこの項から除く。

◇御注意◇

一、本誌より轉載の場合には必ず週報第何號より轉載の旨を明記すること。且つ右轉載誌を内閣情報部週報編輯室宛三部御送付下さい。
 一、本誌の記事を無断にて翻譯することは御断り致します。
 一、掲載記事に對する御希望や編輯に關しての御意見も内閣情報部週報編輯室宛お知らせ下さい。

週報

昭和十三年五月二十五日印刷發行	
編輯者	内閣情報部
發行所	東京市麹町區永田町 内閣總理大臣官舎内 印刷局
印刷所	東京市麹町區大手町 印刷局
定價	一部 五錢 （前年 二圓四十錢） （外埠郵便に依る地） （或は四圓八十錢） （要送料送）
送達所	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三五一九 振替東京一九〇〇 全國各地日報販賣所 東都書籍株式會社 東京神田區一ノ三三 振替東京九三九〇 各書店・購賣店

北支の現地よ

毎夜午後十時より十分間

『北支前線ニュース』放送開始

國家非常時の際
お互にラジオの明瞭聴取
に努めませう。

▽別紙アンテナを張ること
〇ラジオだけで聴かぬこと

〇混信する場合は案内
アンテナを使用すること
▽同調、再生の調節を適當
にすること
▽必要以上の高音を出さぬ
こと

第一線に活躍する
ラジオの活躍する

社団法人日本放送協會

りよ地現の支北

間分十りよ時十後午夜毎

『**北支前線ニュース**』放送開始

國家非常時の際
お互にラヂオの明朗聴取
に努めませう。

▽別にアンテナを張ること
▽カーブスだけで聴かぬこと

○混信する場合は室内
アンテナを使用すること
▽同調、再生の調節を適當
にすること
▽必要以上の高音を出さぬ
こと

前線の活躍する
線に活躍する

會協送放本日 入法團社

露光量違いにより重複撮影

◇大正十五年勅令第三百三十九號、大正十五年法律第二十四號地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件 申改札ノ件

◇臨時地方税指額ニ關スル件

真意、愛入し、賢く、具ウイ、公明に處るべし、其中に、
右目、
く生れ、
一、
一、

種別	金額	備考
...
...
...

內閣統計局編纂

列國國勢要覽

定價 十五錢 送料不要

內閣印刷局發行

申込所
內閣印刷局直賣所
全國各地官報販賣所
全國各地主要書店

週

報

昭和十二年十月一日第二種郵便物認可
昭和十二年五月二十五日發
行
(每週一回水曜日發行) 第八十四號

(本書の大きき國定規格A5判)